

国・公・私立学校教職員のための

アイリスプラン

年金コース

(拠出型企業年金保険)

＝令和8年3月加入申込み・更新手続きのご案内＝



※【契約概要】【注意喚起情報】はP6～P7に記載しています。ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。

～財団ホームページに将来設計をサポートする豊富な年金試算メニューが用意されています～

アクセスしてください

教職員生涯福祉財団 のホームページ

<https://www.kyosyokuinzaidan.jp>



注意！ 新規加入・変更後の初回月払振替日は令和8年2月24日です。
新規加入・変更後の初回ボーナス払振替日は令和8年7月22日です。
在職時(新規加入時・年1回の募集時)一時払の振替日は令和8年6月22日です。

加入申込書兼口座振替依頼書 私学事業団必着日(申込締切日)

令和7年11月10日(月)

※すでに加入中の方が変更申込書を提出する場合は、教職員生涯福祉財団サービスセンターへご郵送ください。



日本私立学校振興・共済事業団

(事業主団体：一般財団法人教職員生涯福祉財団)

問い合わせ先

〒113-8441

東京都文京区湯島1-7-5

日本私立学校振興・共済事業団 担当：貯金・貸付課貯金係

TEL 03(3813)5321(代表)

フリーダイヤル 0120(844)022(アイリスプラン専用ダイヤル)

(事務取扱)湯島サービス株式会社

月曜日～金曜日(祝日を除く)9:00～17:15

新規加入資格（4ページ取扱内容の詳細参照）

申込日現在健康で正常に就業し、現職の私立学校教職員共済制度（私学共済）の加入者の方

個年型 個人年金保険料控除の対象

加入日から満60歳（掛金払込完了日）までの積立期間が10年以上ある方

（昭和51年3月1日以降生まれの方）

一般型 一般の生命保険料控除の対象

加入日から満60歳（掛金払込完了日）までの積立期間が2年以上ある方

（昭和43年3月2日以降生まれの方）

（注）次の方は新規で加入することはできません。

- ①休職中・育休中の方
- ②任意継続加入者の方
- ③現在、年金コースの年金受給者および繰延中の方

※すでに加入中の方は、別途自宅宛「住所・氏名等変更手続のご案内」「ご加入内容のお知らせ」「保険料控除証明書」を送付いたしますので、加入口数の変更・一般型、個年型への追加加入・在職時一時払の申込みをご希望される場合は同封の「変更申込書」を記入、押印のうえ所定の期日までに財団サービスセンターへ郵送ください。

意向確認【ご加入前のご確認】

アイリスプラン年金コースは、老後生活の資金確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

「今のうちから、少しでも」 将来の不安に備えたいあなたへ

将来のための資産確保として、この機会にアイリスプラン「年金コース」を検討してみてはいかがでしょうか？

積立てを手軽に始められます。

月払での積立ては2口（2,000円）から1口（1,000円）単位で設定できます。

また、月払と併用でボーナス払（1口（10,000円）から1口（10,000円）単位で設定）もできるため、より手軽に積立てができます。

ライフプランに合わせて選べます。

年金受取方法は、退職するときに決めていただきます。

年金種類もさまざまなものから選択可能なため、退職（脱退）時にライフプランに合わせて最適な内容を選べます。

なお、年金受取を開始された方は、退職後の生活支援を目的に、「MYセカンドライフ応援ネット（①24時間健康・医療相談サービス②介護相談サービス③FP相談サービス④終活相談サービス）」を無料でご利用いただけます。

本サービスは資料作成時点のものを記載しており、本サービスの諸条件、運用規則や内容等は今後変更される可能性があります。

※一般型では無配当医療保険に加入することもできます。

無配当医療保険について、今後の環境変化等により取扱内容（販売休止を含む）を変更させていただく可能性があります。加入には告知書の記入が必要になります。詳細は退職時に別途ご案内するパンフレットをご参照ください。

予定利率※は年1.25%（令和7年6月1日現在）です。

※予定利率は今後変更となる可能性があります。

New
新規加入時、退職（脱退）時に加えて、
年に1回の募集時に一時払の申込みができるようになりました！

在職時（新規加入時・年1回の募集時）・退職（脱退）時に一時払ができます。

月払加入者は、月払と併用のボーナス払のほかに、一時払（1口100,000円から）ができます。

一時払は在職時（新規加入時・年1回の募集時）と退職（脱退）時に取扱います。

特に退職（脱退）時での一時払は、受取年金額を増やすよい機会です。

一時払掛金には制度運営費（口座振替手数料など）0.4%（1口当たり400円）が含まれます。

積立途中の引き出しができます。

一般の生命保険料控除型（一般型）に加入すると、所定の事由に該当する場合脱退（解約）せずに、積立金から払出しができます。

個人年金保険料控除型（個年型）は、別枠で所得控除が受けられることから、税法により積立金を払出すことはできません。

税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となる場合があります。

将来のゆとりある生活のために、少しずつでも積立てを始めましょう。

給付額試算表(加入後経過年数ごとの積立金額)

※月払加入は、2口(2,000円)からとなります。

※表はそれぞれ1口の場合です。10口の場合はこの表を10倍にしてください。

※加入期間および掛金(口数)の変更(増口)日により積立金額が払込掛金合計額を下回ることがあります。

月 払 (1口=1,000円の場合)				ボーナス払 (1口=10,000円の場合)				一時払 (1口=100,000円の場合)			
加入後 経過年数	払込掛金 合計額	増減額	積立金額 (脱退一時金額)	加入後 経過年数	払込掛金 合計額	増減額	積立金額 (脱退一時金額)	加入後 経過年数	払込掛金 合計額	増減額	積立金額 (脱退一時金額)
1 年	12,000 円	約 ▲ 220 円	約 11,780 円	1 年	20,000 円	約 ▲ 380 円	約 19,620 円	1 年	100,000 円	約 ▲ 1,040 円	約 98,960 円
2	24,000	▲ 300	23,700	2	40,000	▲ 530	39,470	2	100,000	90	100,090
3	36,000	▲ 250	35,750	3	60,000	▲ 450	59,550	3	100,000	1,230	101,230
4	48,000	▲ 60	47,940	4	80,000	▲ 140	79,860	4	100,000	2,380	102,380
5	60,000	270	60,270	5	100,000	390	100,390	5	100,000	3,540	103,540
10	120,000	4,070	124,070	10	200,000	6,650	206,650	10	100,000	9,580	109,580
15	180,000	11,610	191,610	15	300,000	19,140	319,140	15	100,000	15,980	115,980
20	240,000	23,110	263,110	20	400,000	38,220	438,220	20	100,000	22,760	122,760
30	360,000	58,940	418,940	30	600,000	97,770	697,770	30	100,000	37,560	137,560
40	480,000	113,640	593,640	40	800,000	188,740	988,740	40	100,000	54,170	154,170

ボーナス払・一時払は月払加入が条件となります。

(注) 掛金には制度運営事務費(口座振替手数料など)(月払1口当り9円、ボーナス払1口当り90円、一時払1口当り400円)が含まれています。

給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。

- 記載の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)を使用しており、その他の引受会社の基礎率を含めたものとはなっていません。
- 「給付額試算表(加入後経過年数ごとの積立金額)」の金額は、次の条件で計算していますが、実際にお支払する金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。
 - 年間保険料51億円を常に維持していること。
 - 加入者全員の保険料が毎月月末に入金されたものであること。
 - 給付額試算表の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の予定利率(令和7年6月1日現在年1.25%)に基づき計算しています。なお、基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)については、将来変更される場合があります。
- 記載の給付額試算表には、配当金を加算していません。毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。決算実績によってはお支払できない年度もあります。また配当金が生じた場合には積立金の増分に充当されます。年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。
- 積立金(脱退一時金)は加入年数が短いと払込保険料の合計を下回ります。

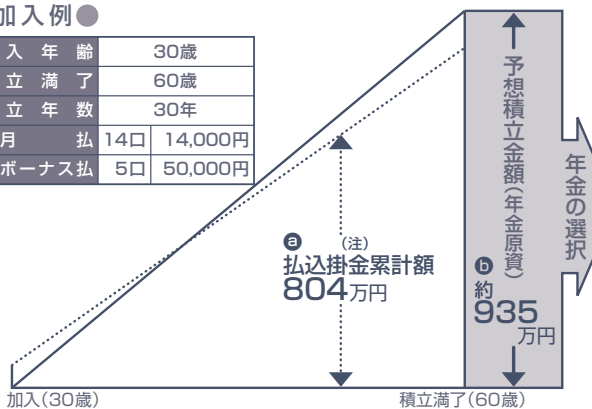
加入例で将来の積立金額をイメージしてみましょう！

年金コースの加入例

在 職 中

● 加入例 ●

加入年齢	30歳
積立満了	60歳
積立年数	30年
加入月	払 14口 14,000円
加入口数	ボーナス払 5口 50,000円



(注) 掛金(月払・ボーナス払)には制度運営事務費(口座振替手数料など)0.9%(月払1口当り9円、ボーナス払1口当り90円)が含まれています。

年金受取総額や戻り率を確認してみましょう！

積立満了後

10年
確定年金

※年金受取開始を60歳とした場合のものです。



② 払込掛金累計額	8,040,000 円
③ 予想積立金額(年金原資)	約 9,354,000 円
④ 年金受取総額	約 9,843,400 円

※年金受取の種類の他にもあります。詳細は4ページをご確認ください。

戻り率※ 約122.4%

※戻り率とは、「②払込掛金累計額」に対する「④年金受取総額」の割合を示しています。
戻り率(%) = ④ ÷ ② × 100

〇20歳、積立満了60歳、月払5口(5,000円)、ボーナス払1口(10,000円)、退職(脱退)時に10年確定年金を選択の場合

少しずつコツコツと積立をはじめよう！途中で口数も変えられるし	払込掛金累計額 a	積立金額 b	基本年金月額	年金受取総額(10年間) c	戻り率※ c/a
	3,200,000円	約3,956,900円	約34,700円	約4,164,000円	約130.1%

〇40歳、積立満了60歳、月払20口(20,000円)、ボーナス払9口(90,000円)、退職(脱退)時に10年確定年金を選択の場合

公的年金の支給開始年齢もあがらうし、将来のことも考えなくては	払込掛金累計額 a	積立金額 b	基本年金月額	年金受取総額(10年間) c	戻り率※ c/a
	8,400,000円	約9,206,100円	約80,700円	約9,687,800円	約115.3%

※年金受取総額 = 基本年金月額 × 12か月 × 10年間

※戻り率とは、「②払込掛金累計額」に対する「④年金受取総額」の割合を示しています。戻り率(%) = ④ ÷ ② × 100

戻り率はパンフレット作成時点での引受状況(引受会社、基礎率等)にて算出しているため、今後の引受状況によって数値は変動いたします。また、戻り率は保険料の払込方法、性別、年齢等によって異なります。

老後の生活資金準備の第一歩として、将来受給できる公的年金を確認しましょう

<ご参考> 公的年金シミュレーター (<https://nenkin-shisan.mhlw.go.jp/>)

「公的年金シミュレーター」は、働き方・暮らし方の変化に応じて、将来受給可能な年金額を簡単に試算できるツールとして、厚生労働省が開発したものです。パソコンまたはスマートフォンでご利用できます。



「公的年金シミュレーター」に関するお問い合わせは厚生労働省までお願いします

給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。

記載の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)を使用しており、その他の引受会社の基礎率を含めたものとはなっていません。なお、実際にお支払する金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。

年金開始後は、保険事務費として、年金支払時に年金額の1%を積立金から控除します(記載金額は控除後です)。毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。配当金が生じた場合には年金の増額のため保険料に充当しますが決算実績によってはお支払できない年度もあります。

なお、記載の給付額には、配当金を加算していません。

取扱内容の詳細

〔個年型と一般型の違い ③の箇所をご確認のうえお申込みください。ご加入後の型変更はできません。〕
※私立学校教職員共済制度、公立学校共済組合、文部科学省共済組合の加入者（組合員）でなくなった場合は、制度から脱退となります。（加入者が任意継続加入者になった時は、その時点で脱退となります。）

加入型② (保険料控除)		個年型 個人年金保険料控除の対象	一般型 一般の生命保険料控除の対象 (個人年金保険料控除は受けられません)
新規加入資格②		申込日現在健康で正常に就業し、現職の加入者で加入日から満60歳(掛金払込完了日)まで積立期間が10年以上ある加入者。(昭和51年3月1日以降生れの方)	申込日現在健康で正常に就業し、現職の加入者で加入日から満60歳(掛金払込完了日)まで積立期間が2年以上ある加入者。(昭和43年3月2日以降生れの方)
掛金		※掛金には制度運営事務費（口座振替手数料など）（月払1口当り9円、ボーナス払1口当り90円、一時払1口当り400円）が含まれています。 ※掛金は加入者負担です。 ①月払掛金1口1,000円で、最低2口から最高999口まで加入できます。 ②ボーナス払掛金1口10,000円で最低1口から最高200口まで加入できます。 ③在职時（新規加入時・年1回の募集時）一時払掛金1口100,000円で最低1口から最高500口まで加入できます。 ④退職（脱退）時一時払掛金1口100,000円で、最低1口から最高500口まで加入できます。 (注1) ボーナス払・一時払は月払加入が条件となります。 (注2) 確定年金を選択するとき（繰延終了時点で確定年金を選択する場合も含む）の退職（脱退）時一時払は、退職（脱退）時の積立金額と同額（10万円単位）または5,000万円のどちらか少ない方の範囲内です。 (注3) 遺族年金選択時の退職（脱退）時一時払はできません。	
掛金の払込み		加入者本人名義の口座から自動振替となります。初回の月払振替日は令和8年2月24日です。 ※振替日 月 払……………毎月22日 ボーナス払……………7月22日、12月22日（7月、12月以外の月は振替を行いません） 在职時（新規加入時・年1回の募集時）一時払……………6月22日（再振替は行いません） 退職（脱退）時一時払…退職（脱退）月の翌々月22日（再振替は行いません） (注1) 振替日が金融機関の休日の場合は翌営業日となります。 (注2) 月払掛金が4か月連続して振替不能の場合は自動脱退となります。 (注3) 在职時（新規加入時・年1回の募集時）一時払とボーナス払の振替月は、月払掛金との合計額が振替となります。 (注4) 掛金は、収納代行会社（株）日本共同システムに徴収を委託しています。通帳にはNKSシガクと印字されます。	
新規加入・掛金の変更※1 (口数の増減口)		新規加入・掛金(口数)の変更(増減口)・在职時(新規加入時・年1回の募集時)一時払の申込みは、年1回の申込期間中に申込みを受け付け、毎年3月1日が加入日(変更日)となります。	
申込期間		年1回、9月上旬から11月中旬頃までが、新規加入および掛金(口数)変更・在职時(新規加入時・年1回の募集時)一時払加入の申込期間となります。	
加入日(責任開始日)		令和8年3月1日	
掛金払込完了日		満60歳に達した時は、在职中であっても払込（積立）完了となります。 (注) 加入者が任意継続加入者になった時は、その時点で脱退となります。	
脱退		・退職したとき（年金受給資格のない場合は脱退一時金となります）。 (注) 公立学校共済組合、文部科学省共済組合に異動された場合は継続できます。 ・払込途中で自己都合による脱退または死亡したとき（脱退一時金または遺族一時金、遺族年金が支給されます）・掛金が4か月連続して未納になったとき。	
在職中の給付	※給付金の払出しは、毎月10日までに手続いただいた場合、翌月末の金となります。	①脱退：脱退一時金（加入者本人が受取り） ②死亡：遺族一時金（または遺族年金）遺族一時金の額は脱退一時金に1か月分月払保険料を加えたものです。 (注) 遺族年金は、加入者の年齢が満55歳以上で、死亡された場合に選択できます。選択できる年金種類は確定年金のみとなり、繰延はできません。 (個年型の場合は、加入期間が10年以上の方) ※遺族一時金（年金）の受取人順位 1.戸籍上の配偶者、2.子、3.父母（養父母を実父母の上位順位とする）、4.孫、5.祖父母、6.兄弟姉妹の順となります。なお、加入者本人が任意で受取人を指定することはできません。また、遺言により受取人を変更することはできません。 同順位の方が2名以上となり、そのうちの一人が請求を行った場合は遺族年金受取人全員のために全額について行ったものとみなし、遺族年金受取人全員のうちの一人に対して行った給付は遺族年金受取人全員に対して行ったものとみなします。	
一部払出(減口)③		一部払出（減口）はできません。	右表に掲げる事由に該当する場合、既に積立でている積立金残高の中から一部払出(減口)(積立金の払出し(〇は該当事由)10万円以上1万円単位)ができます。
全口中止(中断)・再加入(払込の再開)③		全口中止・再加入はできません。	右表に掲げる事由が生じたため掛金の提出に支障のある場合は、最長3年間掛金の払込みの全口を中止することができます。 ・毎月10日までに手続きいただいた場合、翌月の振替から中止となります。 ・再加入は、掛金払込再開申込書の提出が必要です。 ・月払を全口中止する場合は、ボーナス払も全口中止されます。
年金の受給資格③		年金受取人は加入者本人です。	
		掛金積立期間が10年以上かつ満55歳以上の方。 ただし、60歳未満で支給開始の場合は終身年金の選択となり、確定年金を選択する場合は60歳までの繰延が必要です。	満55歳以上の方。 年金月額が1万円未満の場合、年金払の取扱いはできません。したがって、前厚年金の場合は、前厚割合が2対1の場合は2万円以上、3対1の場合は3万円以上初年度年金月額が必要です。
年金の種類③		定額型 ・10年確定年金 ・15年確定年金 ・10年保証期間付終身年金 前厚型 ・前厚10年確定年金 ・前厚15年確定年金 ・前厚10年保証期間付終身年金 ・前厚15年保証期間付終身年金 (前厚期間は2～5年、前厚割合は2対1)	定額型 ・2～5年確定年金 ※一般型加入者のみの選択可能 ・10年確定年金 ・15年確定年金 ・10年保証期間付終身年金 前厚型 ・前厚10年確定年金 ・前厚15年確定年金 ・前厚10年保証期間付終身年金 ・前厚15年保証期間付終身年金 (前厚期間は2～5年、前厚割合は2対1と3対1)
		各被保険者について明治安田生命幹事の他の団体年金保険、企業年金保険、新企業年金保険の既契約と通算して年金年額が3,000万円を超える年金種類はご選択できません。 確定年金 基本年金と配当金（生じた場合）による増加年金をあわせてお支払いします。年金受取期間中に一時金でのお受取りを希望された場合には残余保証期間に対応する未払年金現価をお支払いします。ご加入者が年金受取期間中に死亡された場合、ご加入者のご遺族に残余保証期間年金をお支払いするか、年金にかえて未払年金現価を一時金でお支払いします。 保証期間付終身年金 保証期間中はご加入者の生死にかかわらず、基本年金と配当金（生じた場合）による増加年金をあわせてお支払いします。保証期間経過後には、ご加入者が生存している限り年金をお支払いします。保証期間中に一時金でのお受取りを希望された場合には残余保証期間に対応する未払年金現価をお支払いします。 ※保証期間経過後は生存確認のため、年1回、所定の書類のご提出が必要となります。 ※保証期間経過後、加入者ご自身が生存されているときは年金のお支払いを再開します。ただし、年金再開後に一時金のお取扱いはできません。ご加入者が保証期間中に死亡された場合、ご加入者のご遺族に残余保証期間年金をお支払いするか年金にかえて残余保証期間に対応する未払年金現価をお支払いします。	

加入型 (保険料控除)	個年型 個人年金保険料控除の対象	一般型 一般の生命保険料控除の対象 (個人年金保険料控除は受けられません)
年金の繰延	払込完了日より最長10年まで年金支給開始を繰延することが出来ます。 繰延期間中は掛金の払込みができません。繰延期間を短縮・延長する場合はお申し出ください。繰延期間中は一部払出(減口)のお取扱いはできません。 個年型、一般型の両方に加入されている場合、年金開始時期は同時期となります。	
年金の支給	年4回(2月、5月、8月、11月)の15日に支払います。 支払日が金融機関の休日の場合は翌営業日となります。	
配当金支払方法	毎年の決算により配当金が生じた場合には、積立期間中は責任準備金の積増のための保険料の払込みに充当し、年金受給権取得後は年金の増額のための保険料に充当します。	
主な送付書類	①「アイリスプラン年金コース」ご加入のお知らせ(申込内容確認および口座振替案内)……2月中旬頃 (注)既にご加入の方は、掛金(口数)を変更された場合のみ発行します。 ②ご加入内容のお知らせ・保険料控除証明書(積立金残高のお知らせ)……9月上旬頃 ※年金証書は年金お支払時に発行します。 ※加入期間中の諸手続きについてはホームページ(https://www.kyosyokuinzaidan.jp)でご確認ください。	
個人番号 (マイナンバー) の取り扱い	この保険契約において、次の給付金請求(受取)に該当した場合、事務幹事引受保険会社は社会保障・税番号(マイナンバー)制度における個人番号(マイナンバー)が記載された「支払調書」を税務署に提出します。つきましては、給付金の請求者(受取人)は個人番号(マイナンバー)の申告をお願いします。 ・一時金で100万円を超える場合(遺族一時金を含む) ・年金で年額20万円を超える場合 ・遺族年金(金額にかかわらず)の場合 なお、アイリスプラン「年金コース」加入時に、マイナンバーの申告は必要ありません。	

※1 掛金の変更…変更とは、増口・一部中止のことをさします。一部中止とは積立金の払出しを伴わず掛金を減少させることを言います。加入者は次の事由がある場合には、お申し出により、加入口数の一部について掛金の払込みを中止することができます。ただし、月払は最低2口以上残すことが条件です。ボーナス払のみ「0口」とすることは可能です。
【中止の事由】災害、疾病・障害(親族の疾病・障害および死亡を含む)、住宅の取得、教育(親族の教育を含む)、結婚(親族の結婚を含む)、債務の弁済、その他加入者が掛金の拠出に支障がある場合。

税法上の取り扱い

個年型と一般型では保険料控除対象が違います。確認のうえお申込み願います。
ご加入後の型変更はできません。

保 険 料	個年型→保険料(掛金から制度運営費を控除した額)は個人年金保険料控除の対象となります。 一般型→保険料(掛金から制度運営費を控除した額)は一般の生命保険料控除の対象となります。
脱 退 一 時 金	脱退一時金を受取る場合は、次の算式で得た額が、一時所得として課税の対象となります。 一時所得の課税対象額＝(脱退一時金額－払込保険料合計額－50万円)×1／2(他に一時所得がない場合) ※受取金額と払込保険料総額の差額が50万円以上の場合、課税対象となります。 ※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。
年 金	加入者本人が毎年受取る年金は、次の算式で得た額が、雑所得として課税の対象となります。 課税対象額＝(基本年金額＋増加年金額)－$\left(\text{基本年金額} \times \frac{\text{既払込保険料総額}}{\text{年金受取総額(見込額)}} \right)$ なお、この額が25万円以上の場合は、この額に対し10.21%の源泉徴収が行われます。 増加年金とは、年金受給権取得後の配当金に基づき積増された年金です。
遺 族 一 時 金	相続税の対象となります。ただし、受取人が法定相続人の場合「法定相続人数×500万円」まで非課税となります。

※令和7年6月1日時点の税法に基づき記載しています。
税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となる場合があります。
※平成22年度の税制改正において、平成24年分以降、「一般生命保険料控除」・「個人年金保険料控除」・「介護医療保険料控除」の3つの控除区分となり、所得税の所得控除限度額がそれぞれ4万円となりましたが、「アイリスプラン年金コース」は旧制度が適用されるため、「一般生命保険料控除」・「個人年金保険料控除」の所得税の所得控除限度額はそれぞれ5万円となります。
ただし、「一般生命保険料控除」・「個人年金保険料控除」・「介護医療保険料控除」全ての適用を受ける場合の所得税の控除限度額は合計12万円です。
また、住民税についても税制改正により所得控除限度額の変更がされております。
なお、生命保険料控除の詳しい制度につきましては、生命保険協会等のホームページをご参照ください。
生命保険協会ホームページ <https://www.seiho.or.jp>

個人情報に関する取扱いについて

<契約者と生命保険会社からのお知らせ>

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのために使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、一時金・年金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)し、また、契約者および他の生命保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報を取り扱われます。記載の引受保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。
(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。
なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)をご参照ください。

この制度は、一般財団法人教職員生涯福祉財団が引受会社である生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づき運営します。

相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

事業主団体 引 受 会 社

一般財団法人教職員生涯福祉財団

明治安田生命保険相互会社[事務幹事会社]、住友生命、日本生命、富国生命、太陽生命、第一生命

<加入手続き等に関するお問い合わせ先>明治安田生命保険相互会社 公法人業務部 特定公法人業務推進第二グループ
〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1 明治安田生命ビル26階 TEL03(3283)3360 MY-A-25-企-006011

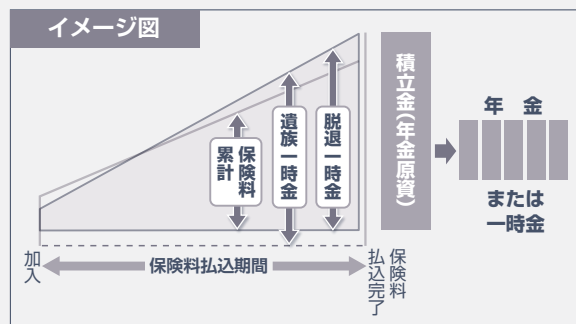
意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、取扱内容・給付額試算表の内容・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

契約概要【ご契約内容】

① 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員の方が、自助努力による老後保障資金を準備するために、企業・団体を保険契約者として運営する団体年金保険商品です。在職中に積立てを行ない、退職、退会等により保険料払込完了を迎えられた後に年金または一時金が受け取れます。また、遺族年金特約により、保険料払込期間中の死亡時には加算があります。



② 加入年齢、保険料、保険期間等

加入年齢、加入資格、（追加）加入日、保険料の額、払込方法、払込完了期日等につきましては、本パンフレットの該当箇所をご参照ください。退職、退会等により企業・団体の所属員でなくなった場合はすみやかに脱退いただきます。

③ 積立金（受取予想額）

将来の受取予想額につきましては本パンフレットに記載の給付額試算表にてご確認ください。

④ 年金や一時金が主に支払われる場合

■基本年金（もしくは一時金）

保険料払込完了後に、積立金を原資とした年金もしくは一時金をお支払いします。

■脱退一時金（もしくは年金）

保険料払込完了前に脱退される場合、原則一時金でお支払いとなりますが、年金でのお支払いが可能な場合があります。

■遺族年金（もしくは一時金）

ご加入者が保険料払込期間中に死亡された場合は、積立金に遺族年金特約による加算をして、年金もしくは一時金にて遺族の方にお支払いします。

※上記の年金もしくは一時金について選択できる給付種類等は、企業・団体ごとの制度内容により取扱が異なります。

⑤ 配当金

この保険は1年ごとに財政決算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金をお支払いする仕組みとなっています。年度途中で脱退された場合その年の配当金はありません。

⑥ 引受保険会社（事務幹事会社）

明治安田生命保険相互会社

本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

※本パンフレット記載の複数の保険会社でご契約をお引受けし、明治安田生命保険相互会社は他の引受保険会社の委任を受けて事務を行ないます。引受保険会社は、それぞれの引受割合により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は、変更される場合があります。

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

① お申込みの撤回（クーリング・オフ制度）

この保険は、団体を契約者とする企業保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

② 責任開始期

ご提出いただいた加入申込書に基づき引受保険会社でご加入を承諾した場合、引受保険会社は所定の「（追加）加入日」からご契約上の責任を負います。なお、企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等には保険へのご加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

③ 年金や一時金のお支払制限

次のような場合、年金や一時金のお支払いに制限があります。

■遺族年金・遺族一時金の受取人が故意に加入者を死亡させた場合は、他の相続人に遺族年金・遺族一時金をお支払いします。同様に年金受給者を死亡させた場合、未支払の年金原資を他の相続人にお支払いします。

■契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約に加入する際に、詐欺行為があった場合は、この保険契約の全部または一部が取り消しとなることがあり、既に払込まれた保険料は払戻ししません。

■受取人や継続受取人が年金・一時金の請求について詐欺を行なった時(未遂を含みます)など、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生した場合や、保険契約者、加入者、受取人または継続受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められるなどの重大な事由が発生した場合は、この保険契約の全部または一部を解除することがあります。この場合、所定の返戻金をお支払いします。

■保険料の払込を中断されている期間中にご加入者が死亡された場合、遺族年金特約による加算はありません。

④ 保険料の払込

ご加入者からの保険料の払込のないまま所定の猶予期間を経過した場合、保険料の請求を停止し、加入取消もしくは脱退いただくことがあります。

⑤ 信用リスク・生命保険契約者保護機構

■保険会社の業務または財産の状況の変化により、積立金や脱退・払出し時の一時金の金額、年金受給時にお約束した年金額が削減されることがあります。

■引受保険会社は生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも積立金額や年金受給時にお約束した年金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問合せ下さい。(ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>)

⑥ ご照会・ご相談窓口

この保険に関する生命保険会社に対する
苦情・相談先(注)

明治安田生命保険相互会社
公法人業務部
特定公法人業務推進第二グループ
03-3283-3360

(注)一般のお手続き等に関するご照会につきましては、本パンフレット記載の団体窓口へご連絡ください。

■この保険に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>)

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

⑦ 積立金や脱退・払出し時の一時金額

この保険では、お払いいただいた保険料全額をそのまま積み立てるのではなく、保険料の一部は事務手数料や遺族年金特約保険料に充てられます。したがって、積立金や脱退・払出し時の一時金の額がお払いいただいた保険料の累計額を下回る場合があります。

⑧ 予定利率

予定利率とは、お預かりしている保険料積立金に対して付利する利率のことをいいます。金利水準の低下、その他の著しい経済変動などこの契約の締結の際、予見しえない事情の変更により特に必要と認めた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより主務官庁に届け出たうえで、予定利率を変更することがあります。

⑨ ご契約の継続と解約返戻金

■この保険は、ご加入者の加入状況または福利厚生制度の変更等によりご継続できないことがあります。ご加入者が10名未満となった場合、この契約は解約となる場合があります。

■解約となる場合は、解約返戻金をお支払いします。

⑩ 年金・一時金の支払いに関する手続き等の留意事項

■年金・一時金のご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただく必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合、すみやかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。

■年金・一時金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、他の年金・保険金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

アイリスプラン年金コース加入申込書兼口座振替依頼書 記入例

すでにご加入中で、口数変更・一般型、個年型への追加加入・在職時一時払の申込みをされる方は「住所・氏名等変更手続きのご案内」「ご加入内容のお知らせ」「保険料控除証明書」に同封の「変更申込書」にてお手続きください。

金融機関、口座番号、届出印は、預金通帳で金融機関お届けのものと同一であることを確認のうえ、手続きを行ってください。
(これらの項目が金融機関の登録内容と異なる場合は再手続きが必要となりますので、ご注意ください。)

- 4枚複写になっていますので、ボールペンで強く記入してください。
4枚目の本人控は提出不要です。お手元に保管願います。
- 記入内容を訂正する場合は、訂正箇所必ず金融機関届出印を押印してください。(4枚とも)

日本私立学校振興・共済事業団 御中

(本人→私学事業団)

私学事業団用

一般財団法人 教職員生涯福祉財団 アイリスプラン 年金コース加入申込書兼口座振替依頼書

4枚目の本人控は提出不要。「ご加入のお知らせ」が届くまで保管願います。

フリガナはカタカナ、数字、英字の部分もすべてフリガナ欄に記入してください。

加入者等記号番号・学校名・学校電話番号・氏名・性別・生年月日を記入してください。

記入事項を訂正される場合は、必ず金融機関お届け印による訂正印を1~4枚目すべての訂正箇所に押印してください。

●訂正例

個年型・一般型の違いを4ページ取扱内容の詳細で確認のうえ、お申込みください。個年型と一般型の両方に加入も可能です。どちらか一方でも可能です。

昭和51年3月1日以降生まれの方のみ加入できます。

郵便番号、現住所、電話番号を記入してください。

預金通帳確認のうえ、必ず加入者本人名義の口座を記入してください。

4枚目の本人控は提出不要です。お手元に保管願います。

団体番号	3 2 1 7 0 0 0 6 0 1 8
共済名	日本私立学校振興・共済事業団
加入者等記号・番号	1 3 A 0 3 5 4 0 0 1 2 3 0 0
学校名	ブンキョウダイガク
学校電話番号	03 - 1234 - 5678
氏名	シガク タロウ

加入者等記号・番号・学校名・学校電話番号・氏名を記入してください。パンフレット裏面の記入例を参照ください。

私はアイリスプラン年金コース（拠出型企業年金保険）についてパンフレット等説明資料・契約概要・注意喚起情報等を受領し、内容を確認・承知のうえ、申込内容が自らの意向に沿ったものであることを確認して、加入・変更を申し込みます。また、個人情報の取扱いについても、説明資料等の記載内容を知り、同意いたします。また申込日現在健康で正常に就業しています。

性別・生年月日を記入してください。

性別	1. 男性 5. 女性
生年月日	3. 昭和 5. 平成 59年10月10日

番号を○で囲んでください。

番号を○で囲んでください。生年月日を記入してください。

申込口数を記入してください。

保険料控除型	加入資格	月払(2口から)	ボーナス払	新規加入時一時払
一般型	昭和43年3月2日以降生まれの方	12 (口千円)	3 (口万円)	一般型
個年型	昭和51年3月1日以降生まれの方	(口千円)	(口万円)	個年型

住所および口座振替金融機関を記入してください。なお、将来変更があった場合は必ず届けてください。太枠内はすべてご記入願います。フリガナの濁点および区切り部分は、それぞれ1文字分空けてください。

フリガナ	トウキョウト	グンキョウ
〒113-8441	東京	市 文京区
ユシマ1-7-5	ガーデンパレス501号	
白 宅 電話番号	(03)-(3813)-(9999)	

②振替口座を記入 ※SBI新生銀行、インターネット銀行、外国銀行等は指定できません。

加入者本人の口座名義	フリガナシガク タロウ
加入者本人の名義に限りません。	私学 太郎
ゆうちょ銀行以外の金融機関を指定	金融機関コード 支店コード
ゆうちょ銀行を指定	種目コード 1 6 6 契約種別コード 3 0 通帳記号 1 0 通帳番号
払込先口座番号	00130-8-90564
払込先加入者名	株式会社 日本共同システム

(私学事業団用)⑤

ゆうちょ銀行の記号に6桁目がある場合は※欄にご記入ください。

MYUJ-申-25-000382

預金通帳にて確認のうえ記入してください

月払.....毎月22日
ボーナス払.....7月22日、12月22日
新規加入時一時払.....6月22日
※金融機関休業日の場合は翌営業日

申込印兼同意印
4枚とも押印
私学
(金融機関届出印)

申込日を記入してください。

新規加入時一時払希望の方は、口数を記入してください。一時払は月払に加入していることが条件でお申込み可能です。

預金通帳にご使用の印鑑(金融機関お届け印)を4枚とも押印してください。※

※金融機関お届け印がサイン登録の方は、1、2、4枚目には申込印兼同意印として、朱印を押印してください。

指定口座欄の印鑑の押印は、鮮明ですか?不鮮明・重ね押しの場合は、お手数ですが再度の押印してください。

正しい押し方	不鮮明	重ね押し
私学	私学	私学
余白に再度の押印をお願いします		

預金通帳を見て、右詰めで記入してください。

誤	1 2 3 4 5 6
正	1 2 3 4 5 6

令和7年11月10日(月) 加入申込書 私学事業団必着日

※私立学校教職員共済制度(私学共済)の加入者の加入申込書兼口座振替依頼書の提出先は、私学事業団となります。

加入手続きが完了すると

令和8年2月中旬に『「アイリスプラン年金コース」ご加入のお知らせ』を送付いたします。掛金は令和8年2月24日に指定の預金口座から自動振替いたします。(振替日の前営業日までにご入金願います。)